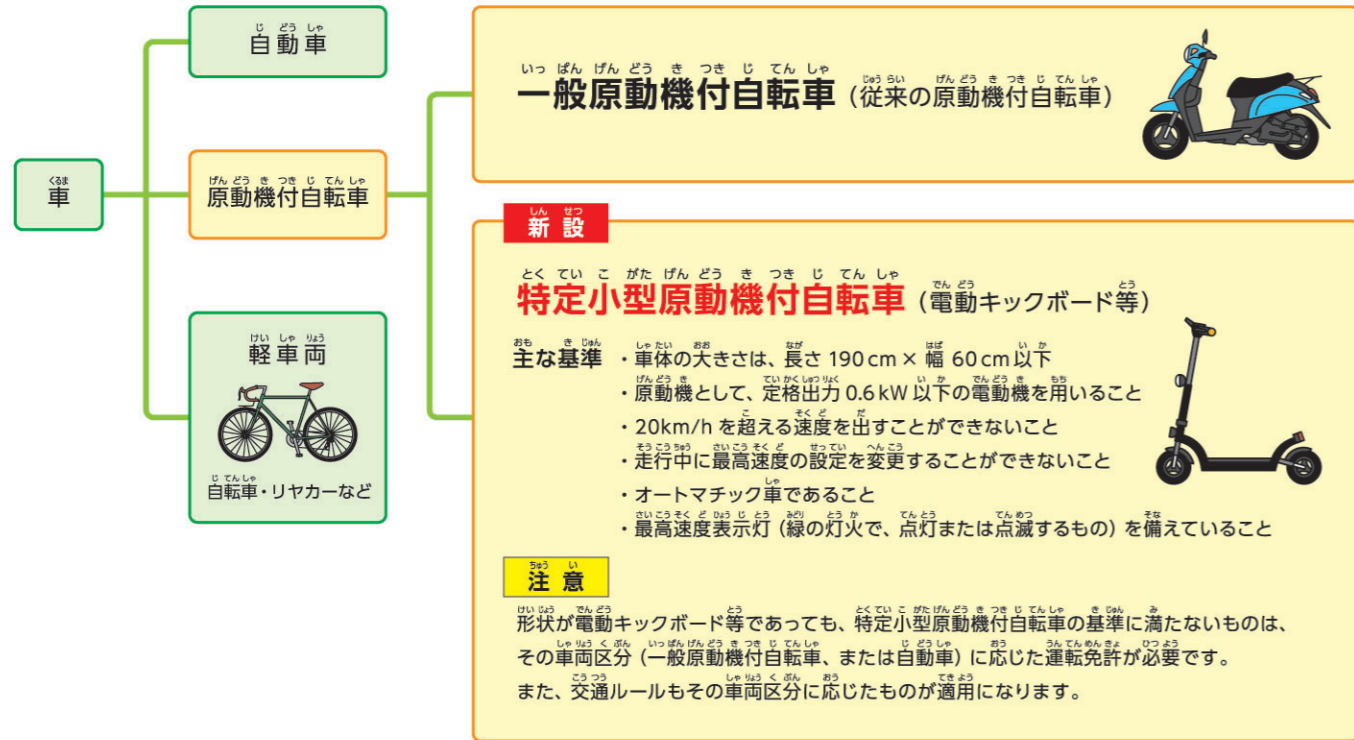


令和5年7月1日施行

道路交通法の一部改正内容(概要)

特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)の区分の新設

電動キックボードはこれまで「原動機付自転車」として区分されてきましたが、性能上の最高速度が自転車と同程度であるなどの一定の要件を満たす電動キックボード等については「特定小型原動機付自転車」として区分されることになりました。



**一般原動機付自転車** (従来の原動機付自転車)

**新設**  
**特定小型原動機付自転車** (電動キックボード等)  
**主な基準**  
・車体の大きさは、長さ 190cm × 幅 60cm 以下  
・原動機として、定格出力 0.6kW 以下の電動機を用いること  
・20km/h を超える速度を出すことができないこと  
・走行中に最高速度の設定を変更することができないこと  
・オートマチック車であること  
・最高速度表示灯 (緑の灯火で、点灯または点滅するもの) を備えていること  
**注意**  
形状が電動キックボード等であっても、特定小型原動機付自転車の基準を満たさないものは、その車両区分 (一般原動機付自転車、または自動車) に応じた運転免許が必要です。また、交通ルールもその車両区分に応じたものが適用になります。

特定小型原動機付自転車の運転資格など

運転資格: 16歳以上 (運転免許は不要)

運転にあたり必要なもの:

- ・保安基準への適合
- ・自賠責保険 (共済) への加入
- ・ナンバープレートの取付け



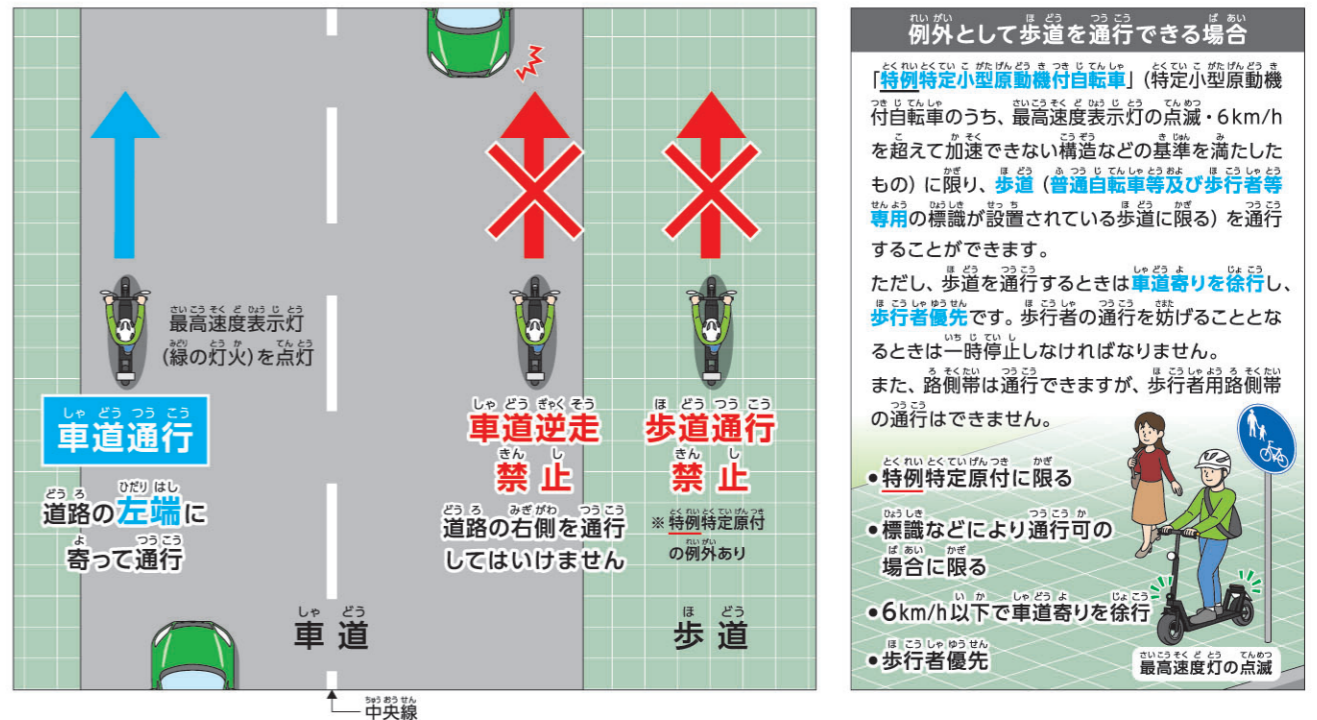
性能等確認済シール



保安基準適合性等が確認された特定小型原動機付自転車には、メーカー・確認機関の名称等を含む「性能等確認済シール」が自立つ位置に貼付されます。

特定小型原動機付自転車の交通方法

交通方法は特別の場合のほかは**自動車**と同じです。歩道や路側帯は通行できません。走行場所や右折方法などは、基本的には**自転車と同様**(**車道通行・自転車道通行、二段階右折**など)となります。飲酒運転はもちろん、スマートフォンやヘッドフォンなどの使用、傘さし運転などもしてはいけません。交通事故が起きたときは、ただちに運転を停止して**負傷者を救護**し、道路における危険を防止する措置を講じ、**警察官に報告**しなければなりません。これらの措置を講じなければ、いわゆる「**ひき逃げ**」となります。また、悪質、危険な違反行為を繰り返すと、**特定小型原動機付自転車運転者講習**の受講命令の対象となります。



規制標識に関する規定の整備

標識の名称が一部つぎのように改められ、特定小型原動機付自転車の規定が追加されました。



補助標識に関する規定の整備

補助標識「特定小型原動機付自転車」「特例特定小型原動機付自転車」が新設されます。

